

第5章 計画の推進

1 計画の推進と評価

本計画が掲げた「基本理念」や「基本目標」を達成するために、地域の様々な関係者（住民、民生委員・児童委員、自治会、ボランティア、事業者、行政等）が、地域福祉の担い手となり、それぞれに期待される役割を果たすことで、連携・協働して計画を推進します。

また、計画の推進にあたっては、PDCAサイクルによる進行管理を実施するとともに、「今治市地域福祉計画審議会」にて進捗状況の検証や評価を行い、改善や見直しを行います。

(1) 庁内関係部局との連携

地域福祉の課題は、福祉分野をはじめ、防災、交通、教育等、様々な分野にわたり、総合的・横断的な取り組みが求められることから、庁内関係各課が情報の共有化と連携を図り、施策を推進します。

(2) 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を担う中心的な存在であり、校区社協活動等の地域福祉活動や住民活動啓発のためのボランティア活動等、地域に密着した多様な福祉事業を展開しています。社会福祉協議会が、地域住民や民間団体による実践的な活動・行動目標を定めた「地域福祉活動計画」とは、お互いの役割を認識し、連携を強化することで地域福祉を推進します。

2 計画の普及と啓発

地域福祉は、地域住民の参画を得ながら推進していくものであり、一人でも多くの住民に理解、協力を求めていく必要があります。住民一人ひとりが地域における支え合いの重要性、地域福祉に対する理解を深め、本計画に掲げる取り組みを実践、継続していけるよう、広報、ホームページ等への掲載を行い、広く住民に周知します。

また、「住民座談会」や「出前講座」等の機会を活用して、本計画の普及啓発を行うとともに、サービス事業者に対しても、理解と協力を求めます。